



報道関係者各位

令和7年7月3日（木）

【照会先】

下松労働基準監督署

監督・安衛課長 藤岡 章人

電話 0833-41-1780

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

下松労働基準監督署（署長 西村 哲史）は、令和7年7月3日、株式会社クニモト電設工業ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁岩国支部に書類送検しました。

1 被疑者

(1) 株式会社クニモト電設工業

所在地：山口県柳井市

(2) 同社 代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社クニモト電設工業、被疑者代表取締役Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第20条第3号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第342条第1項（高圧活線近接作業）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者株式会社クニモト電設工業は電気工事業を営む事業者であるが、同社の代表取締役Aは、令和7年4月7日、山口県熊毛郡平生町の現場において、労働者Bにキュービクル式高圧受電設備（別添参照）内の配線工事の片付け作業を行わせるに当たり、高圧の充電電路に絶縁用防具を装着していなかった疑い。

上記作業中、労働者Bは、6,600ボルトの電圧がかかっていた高圧交流負荷開閉器の露出した充電電路に労働者Bの頭部が接触し、感電する労働災害が発生した。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役【※注】又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

【※注 令和7年6月1日以降「拘禁刑」】

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

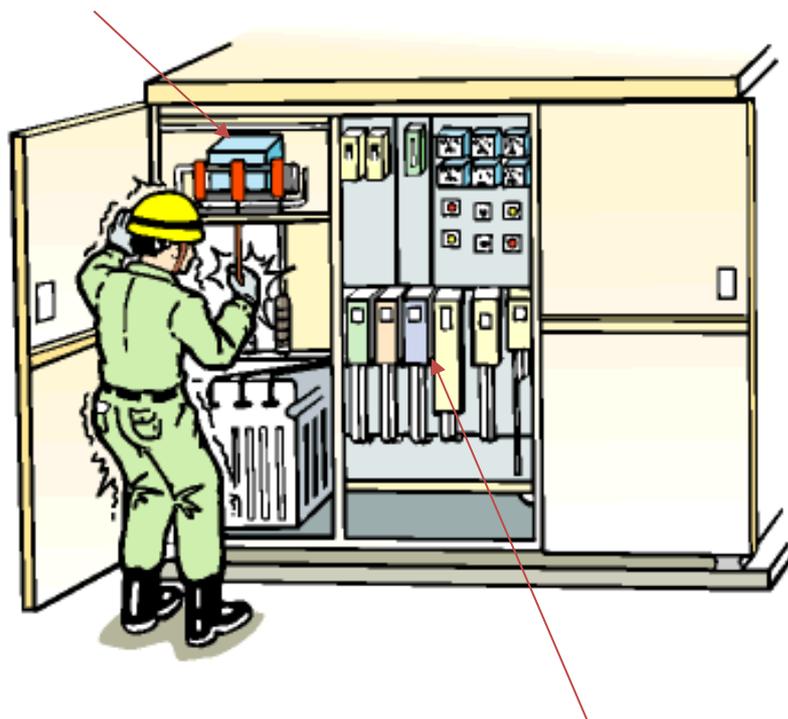
(高圧活線近接作業)

第三百四十二条 事業者は、電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が高圧の充電電路に接触し、又は、当該充電電路に対して頭上距離が三十センチメートル以内又は軀側距離若しくは足下距離が六十センチメートル以内に接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。ただし、当該作業に従事する労働者に絶縁用保護具を着用させて作業を行なう場合において、当該絶縁用保護具を着用する身体の部分以外の部分が当該充電電路に接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのないときは、この限りではない。

第2項 略

キュービクル式高圧受電設備（イメージ図）

高圧交流負荷開閉器



労働者B作業場所

【引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト】

※キュービクル式高圧受電設備

電気事業者から送電される電気を、高圧で受電するための機器や変圧器等を1つの金属製の外箱に収めた受電設備のこと。